

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第四巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43488

老
肉
撻
飲
食

問 曰華航、要取極においては、他の航空協定の場合と異なり、沖縄を経由する路線の運営権が沖

縄復帰までに限つて相手国、即ち、米國の航空会社に認められた旨を了解せしめ、台湾に對しては復帰後もかか子权利を認める事モリカ。

答 ウカ国加ニルまでに各國と締結した航空協定によリ、相手国の航空会社が沖縄を経由する路

線の運営権を認められていの場合は、沖縄が米國の施政権下にある地東であることは当然か、米國の施政権返還までの暫定的有りであることは明らかである。曰米航空協定附表の注記や曰英航空協定の附属文換公文は、二〇〇九年十二月中華航空が沖縄への寄港を開始

方にあり、口上書をもつて同様の確認を行つたのである。二の下)は確認の形式

は異なつても、沖縄を経由する路線について各國の航空会社に認めた权利の暫定性においては何うまいと云ふか、従つて中華民国側に復帰後の沖縄を経由する路線の運営権を認めたが否かは、将来の交渉の問題である。

外務省

(注)在京中國大使館より口上書(昭和四十三年十二月)

日付付

外務省